コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Meitetsu Transportation Co.,Ltd.

最終更新日：2019年7月16日
名鉄運輸株式会社
代表取締役社長 内田　亙
問合せ先：総務部 TEL 052-935-3987
証券コード：9077
http://www.meitetsuunyu.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「こぐまスピリッツ」として、企業理念「高品質の運輸・物流サービスの提供を通じ、より豊かな地域社会の実現に貢献する。」、経営理念「ロジスティクスは、企業の成長に欠かすことのできない重要な戦略です。私たち名鉄運輸グループは顧客の物流課題に正面から向き合い、解決に向け真摯に取り組みます。」、企業倫理規範「安全輸送の確保、法令・規則の遵守、高品質なサービスの提供、地域社会の貢献、環境に配慮した企業活動」を掲げ、日本経済のライフラインを担う運輸業としての高い公共性と社会的責任を認識し、誠実かつ公正な事業活動を行う。その上で、全てのステークスホルダーからの信頼獲得、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、より良いコーポレートガバナンスを追及する。その為には、意思決定、業務執行及び監督、コンプライアンス、リスク管理、情報開示などについて適正な組織体制を整備し、経営の健全性や透明性、効率性を確保することを基本方針とし、その充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４　議決権行使の電子化、招集通知の英訳】
現在の株主構成において、機関投資家比率、外国人株主比率ともに保有比率は低いことから、議決権行使の電子化や招集通知の英訳は実施しておりませんが、保有比率の推移を踏まえ、各種手続・費用等を勘案して検討を進めてまいります。

【補充原則３－１－２　英語での情報開示】
当社では、外国人株主比率が低く、英語での情報開示・提供に見合う効果が見込まれないため、現状では実施を予定しておりませんが、株主比率の推移を踏まえ検討を進めてまいります。

【補充原則４－１－３　最高経営責任者等の後継者計画の監督】
当社では、経営戦略等を踏まえた経営幹部への登用、経営への関与を通じた次世代人材の育成を進めており、当社取締役会は、長期的な視点に立って将来の代表取締役社長をはじめとする経営陣の後継者のプランニングについて、その情報を共有することとしております。

【原則４－２　取締役会の役割・責務（２）】
当社は、経営陣から提案については、中長期的な視点から会社に業績や企業価値向上に資するものかを判断、検討した上で承認しております。
また、トラック事業を国民生活に不可欠の生活基盤事業と認識し、取締役が在任期間での短絡的な利益や株価の向上を図ることより、長期にわたり安全で安定した輸送を継続し業績を確保することが、企業価値の向上に資するものと考えております。このため、取締役の報酬等は、一定金額報酬として定めることとし、会社の業績、経済情勢、従業員給与、同職位の取締役の支給実績、その他報酬に影響を及ぼす事項等を勘案し相当と思われる額を基本としており、インセンティブ付与は行っておりません。

【補充原則４－２－１　経営陣の報酬】
当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して報酬額を決定しております。
今後は長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべきと考えております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、高い独立性を有する社外取締役1名の選任に留まっておりますが、社外監査役を含む監査役と緊密に連携して当社の経営監視・監督を行っており、また内部統制システムも有効に機能していることから、今後も現在の体制を維持する方針であります。
ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則４－１０－１　任意の仕組みの活用】
独立社外取締役は現時点で1名に留まりますが、現段階において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されております。今後複数名選任された際には取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することも検討しております。

【原則４－１１　取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、経営の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、そのうち独立社外取締役1名は弁護士であり、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立していると認識しております。もっとも、ジェンダーや国際性の観点からの多様性には課題があると認識しております。当社の監査役には、社外監査役1名が税理士であり、財務会計に関する適切な知見を有しております。
また、当社取締役会は、取締役会全体として果たすべき役割・責務の実効性について、適切に評価・分析を行い、その機能の向上を図っております。

【補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】
当社は、取締役会の議長である社長が中心となり、各取締役のヒアリングを実施するなど、取締役会全体の実効性について適宜確認しておりますが、取締役会としての分析・評価は行っておりません。今後は分析・評価の手法について検討を進めた上で、結果概要の開示については検討する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　政策保有株式】
当社は、政策保有株式の保有について、事業遂行上有益であるか否かを判断基準としており、事業遂行上の必要性が薄れた政策保有株式については売却する方針としております。
また、保有株式について、保有に伴う便益やリスクを精査し、上記方針に沿っているか、保有の適否について中長期的な観点から取締役会にて検証いたします。
政策保有株式に係る議決権行使については、当社の長期的な企業価値の向上に資するよう発行会社の健全性や企業価値向上等を総合的に判断し、議決権を行使いたします。そのため、当社の長期的な企業価値が大きく毀損される懸念が生じている場合には、慎重に議決権を行使いたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、取締役会規則の定めにより取締役会の決議事項として明示し、当該取引を行うにあたっては、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性について審議し、承認を得るものとしております。
また、全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築するとともに、重要性の高い取引については、有価証券報告書において開示しております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定拠出型企業年金制度を採用しており、従業員に対し、資産運用に関する教育機会を提供したり、新規採用時には説明会を実施しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
⑴ 中期経営計画を当社ホームページ（平成30年4月19日適時開示情報）にて開示しております。
⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。
⑶ 取締役が受ける報酬等については、一定金額報酬として定めることとし、会社の業績、経済情勢、従業員給与、同職位の取締役の支給実績、その他報酬に影響を及ぼす事項等を勘案し相当と思われる額を基本として、独立社外取締役が出席する取締役会において決定しております。
⑷ 当社は、性別、年齢、国籍に関係なく、これまでの業績・実績、見識、資格、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部の選任や取締役・監査役の候補者の指名を独立社外取締役が出席する取締役会にて決定しております。なお、監査役の候補者については、事前に監査役会の同意を得ております。
⑸ 上記方針に従い、取締役・監査役については、各人の経歴、見識・人格等を総合的に判断し、当社役員に相応しい候補者を指名しており、その略歴、候補者とした理由等については、招集通知に記載しております。

【補充原則４－１－１　取締役会の決定事項及び経営陣に対する委任の範囲】
当社は、決裁権限基準に基づき、取締役会、代表取締役、取締役の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。すなわち、一定額に満たない取引や資産の取得・処分等に係る判断・決定などについて経営陣に委ねております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法が規定する社外取締役の要件及び名古屋証券取引所が定める独立性の基準を当社の独立性判断基準とし、独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、豊富な経験と高い見識、専門性の高い知識を有する人物を候補者とするよう努めております。

【補充原則４－１１－１　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、適切な意思決定を行うために必要な経営の各分野における専門的知識と豊富な経験を有した者で構成され、取締役会としての役割・責務を果たすための多様性と適正規模を両立していると認識しております。
また、取締役候補者の指名にあたっては、性別、年齢、国籍に関係なく、これまでの業績・実績、見識、資格、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部を独立社外取締役が出席する取締役会にて決定しております。

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任状況】
当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っており、現在、責務を果たす上で影響を及ぼす兼職はありません。
なお、社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況については、事業報告、有価証券報告書、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、グループ経営陣を対象としたセミナーを毎年開催し、グループ会社の取締役・監査役も含め、その時々の課題について、情報の共有化を図っております。
また、自己啓発等を目的とした外部セミナー等への参加及び外部の人的ネットワークの構築を推奨しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制・方策により取り組んでいます。
⑴ 株主との対話全般について、IR担当役員が統括いたします。
⑵ 投資家との面談につきましては、IR担当役員の他、IR担当部署である財務部が合理的な範囲で対応しております。
⑶ 対話の内容に応じて関係する各部署が適切な情報共有を行うなど、有機的な連携を確保しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名古屋鉄道株式会社	3,312,039	50.88
日本通運株式会社	1,301,873	20.00
MSIP CLIENT SECURITIES	184,600	2.83
名鉄運輸従業員持株会	117,064	1.79
第一生命保険株式会社	106,000	1.62
三菱ふそうトラック・バス株式会社	98,100	1.50
日本生命保険相互会社	84,720	1.30
鈴与株式会社	80,000	1.22
名鉄運輸協力会	72,126	1.10
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	58,900	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	名古屋鉄道株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 9048

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である名古屋鉄道株式会社の企業グループにおいて、主要事業の一つである運送事業において主要な役割を果たしておりますが、同グループ内における当社の事業内容は明確に区分された事業領域となっております。

当社と親会社との取引関係では、親会社の企業グループ会社との間で資金の貸付・借入及び不動産の賃貸借を行っておりますが、事業上の意思決定及び経営の独立性に影響を及ぼすことはなく、経営計画や設備投資、要員採用につきましても自らの経営責任で行っております。

また、それ以外の取引を当社と親会社が行う場合につきましても、社会通念上の一般の取引条件と同様の考え方で取引を行うことを基本方針としており、取引内容及び条件の妥当性につきましても、当社取締役会におきまして十分な審議のうえ、その決議をもって取引を行っております。親会社の取締役を兼務しております取締役、監査役につきましても当社の取締役会を支配する状況にはありません。

こうしたことから、当社独自の経営判断による事業活動並びに経営上の意思決定を阻害される状況にはなく、親会社からの独立性は充分に保たれており、親会社との取引等におきましても、少数株主に不利益を与えることはない体制が担保されているものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は名古屋鉄道株式会社を親会社とし、親会社の企業グループにおけるトラック事業の中核会社としてグループ戦略の策定やトラック事業各社への指導、経営管理等に関与しております。人的関係では取締役2名、監査役1名が親会社の取締役を兼務しておりますが、経営計画や設備投資、要員採用につきましても独自の経営判断で行っており、一定の独立性が確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植松　満	他の会社の出身者							○				
井上　尚司	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植松　満		日本通運株式会社　常務執行役員 当社は、平成28年4月1日付で日本通運株式会社と資本業務提携契約を締結し、同社の持分法適用会社となりました。	社外取締役に選定した理由は、同氏は日本通運株式会社の常務執行役員であり、その専門的見地及び豊富な経験等を当社の経営に反映していただくためであります。同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

井上　尚司	○	―――	社外取締役に選定した理由は、弁護士の資格を有し、法律上の識見に基づく豊富な知識・知見を基盤として取締役会へのアドバイスおよびチェック機能を期待するためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、法律の専門家としての長年の経験を通じて企業法務に精通しており、職務を適切に遂行していただけると判断しております。同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 また、同氏は当社が上場する名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、平成27年6月より独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的及び必要に応じて会計監査実施概要の説明を受け、意見交換を行うなど連携を図っております。
また、監査役は、グループ監査部が内部管理体制の適切性、有効性を検証した結果について報告を受け、適切な助言・指導を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安井　秀樹	税理士													
平林　一美	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安井　秀樹	○	―――	社外監査役に選定した理由は、税理士の資格を有し、国税調査官として長年培われた豊富な税務識見を基礎として、適切なアドバイスを期待するものであります。なお、同氏は直接経営に関与した経験を有しておりませんが、税務の専門家としての長年の経験を通じて企業税務に精通しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 また、同氏は当社が上場する名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、平成27年6月より独立役員に指定しております。
平林　一美	○	―――	社外監査役に選定した理由は、金融機関での監査業務に携わり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、また企業経営での豊富な経験を有しております。その高い見識と豊富な経験を、当社監査体制の強化に活していただけるものと判断しております。同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。 また、同氏は当社が上場する名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、令和元年6月より独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、トラック事業を国民生活に不可欠の生活基盤事業と認識し、取締役が在任期間での短絡的な利益や株価の向上を図ることより、長期にわたり安全で安定した輸送を継続し業績を確保することが、企業価値の向上に資するものと考えております。このため、取締役の報酬等は、一定金額報酬として定めることとし、会社の業績、経済情勢、従業員給与、同職位の取締役の支給実績、その他報酬に影響を及ぼす事項等を勘案し相当と思われる額を基本としており、インセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第86期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役の年間報酬　80百万円（うち社外取締役 4百万円）
監査役の年間報酬　14百万円（うち社外監査役 1百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等につきましては、株主総会の決議により総額等を決定しております。
また、退職慰労金の額は、基本報酬額及び在任年数等を勘案して個人別に算定しております。
なお、役員報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、退職慰労金については、株主総会で決議を経たうえで、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、総務部担当者が連絡調整業務を行い、必要に応じて文書等で経営情報を伝達しております。
社外監査役については、総務部担当者が連絡調整業務と報告を行い、また必要に応じて常任（常勤）監査役が出向き、監査役間の情報を共有するための資料提出、意見交換を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は取締役会、監査役会の機能に有効性をもたせた意思決定、業務執行及び監視活動を行っております。
取締役は17名でうち2名は社外取締役としております。原則として毎月1回開催する取締役会において、重要な意思決定につき慎重かつ十分な検討を行い、審議決定しております。また取締役会決議事項については、グループ営業本部担当取締役並びにグループ管理本部担当取締役が全国の営業拠点にその執行を指示すると同時に、その達成状況を取締役会に報告させております。
監査役は4名でうち2名は社外監査役としております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い取締役会その他の重要な会議に出席するほか、職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人から報告及び説明を受け、厳正な監査を行っております。
内部監査においては、グループ監査部において当社子会社も含めて内部管理体制の適切性、有効性を検証し、その結果に基づいて助言・改善指導を行うとともに、社長に報告する体制をとっております。
会計監査については、有限責任あずさ監査法人に委嘱し、会社法及び金融商品取引法にかかわる監査を受けております。また同監査法人は、金融商品取引法に基づく内部統制監査も実施しております。同監査法人は、業務執行社員である鈴木賢次氏（継続監査年数2年）及び小菅丈晴氏（継続監査年数5年）のほか、公認会計士3名、その他従事者2名であります。
なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のコーポレート・ガバナンス体制の概要のとおり、当社の取締役会及び監査役会は十分な機能を果たしております。また、運輸事業を公道での安全輸送を担う公共性のある事業と認識し、広く社会から信頼される公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の2日前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	第86回定時株主総会は、2019年6月25日に株主総会を開催いたしました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.meitetsuunyu.co.jp）に決算概況その他の情報を掲出しております。	
その他	期末及び中間期の決算発表は報道機関を対象として、社長、役付取締役による説明を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	平成14年9月に環境方針を策定し、輸送サービスの提供という事業活動から生ずる、環境への種々の影響を低減することが、社会的責任の一つとの認識のもと、ＩＳＯ14001を取得するなど、継続的な環境対策に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、職務の執行が法令及び定款に適合し、当社の業務の適正を確保するため、次の基本方針に基づき体制の整備を進めております。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴「名鉄運輸グループ企業倫理規範」を制定し、継続的にその精神を当社及びグループ各社の役職員を含め浸透させ、企業活動の基本となるコンプライアンスの遵守を徹底する。
⑵ 当社社長を委員長とする「グループ企業倫理委員会」を設置し、企業倫理担当役員を任命する。同委員会はコンプライアンスに関する当社及びグループ各社の取り組みを横断的に統括する。当社グループ全体での徹底・運用体制をはかるため、グループ各社にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置する。
⑶ 法令違反その他疑義のある行為について、役職員等が直接情報提供を行う内部通報制度としてヘルプラインを設置して、当社及びグループ各社の役職員等からの通報を受け付ける。また、内部監査部門は、当社及びグループ各社のヘルプラインへの通報状況とあわせ、当社及びグループ各社のコンプライアンスの状況を監査し定期的にグループ企業倫理委員会に報告を行うとともに、必要に応じて取締役会及び監査役にも報告を行うものとする。
⑷ 当社及びグループ各社の財務報告の信頼性を確保するため、「名鉄運輸グループ財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」を制定し、適切に整備・運用する体制を構築する。
⑸ 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑴「文書管理規程」及び各管理マニュアルを整備し、職務執行に係る情報の適切な保存・管理・廃棄を実施するとともに、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直しを行う。保存文書に関しては、保存媒体に応じて検索性の高い状態で保存管理できる体制をとる。
⑵ 当社取締役または監査役が保存文書の閲覧を求めた時は、常時これらを閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴「名鉄グループリスク管理基本方針」に従って当社及びグループ各社の事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に管理していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付ける。
⑵「名鉄グループリスク管理基本方針」に基づいてリスク管理に関する基本的事項を定め、当社およびグループ各社の事業を取り巻くさまざまのリスクに対する的確な管理・実践が可能となることを目的に「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」を制定する。
⑶ 当社社長を委員長とする「グループリスク管理委員会」を設置し、当社グループ全体のリスク管理を担当するリスク管理担当役員を任命する。また、当社及びグループ各社にリスク管理責任者及びリスク管理担当者を配置する。
⑷ グループ各社は、「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」に従い、「リスク管理規程」を制定しリスク管理体制を整備する。リスク管理責任者及びリスク管理推進担当者は、所管する業務に関わるリスク管理を的確に行い、可能な限り、損失発生の未然防止、軽減措置を講ずるとともに、緊急事態発生時においては主体的に対応する。
⑸ 安全、品質、環境、情報セキュリティ等に係る損失の危険の管理については、それぞれの当社担当部署にて、グループ各社を含め横断的な研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ各社を跨ぐリスクの監視は、当社内部監査部門が行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

⑴ 将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、この計画に基づく事業年度ごとの予算を当社及びグループ各社が立案する。予算の執行管理について、当社は、毎月部長会を開催するほか、グループ各社には毎月報告を義務付けるとともに定期的な報告会を開催し適切な指示を行う。
⑵ 取締役及び役職員による意思決定と業務遂行については、当社及びグループ各社ごとに職務分掌と職務権限に関する規程を整備し、権限及び責任を明確にするとともに組織間の適切な役割分担と連携を確保し、業務の効率的な遂行を図る。
⑶ 当社は取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の把握を機動的に行う。また、「取締役会附議基準」を整備し、重要事項の取締役会への附議を徹底する。取締役会での討議が豊穣なものとなるよう、事前に充分な資料が全役員に配布される体制をとる。
⑷ 当社内部監査部門は、「監査規程」に基づいて当社及びグループ各社の内部統制システムについての内部監査を実施し、当社社長及び担当役員に報告を行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

⑴ グループ各社へは、事業の遂行にあたり「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に基づき一定の重要事項について事前に当社と協議、またはすみやかな当社への報告を義務付ける。
⑵ グループ各社の取締役の職務の執行状況は、各社ごと定期的に当社社長等への報告会を開催して確認する体制としているほか、グループ各社の社長が一堂に会する「グループ経営者会議」を定期的に開催し職務の執行の報告を行なわせる。

6. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑴「名鉄グループ企業倫理基本方針」に沿って制定した「名鉄運輸グループ企業倫理規範」を遵守し、グループ各社に対してもその周知・徹底を指導する。
⑵ 当社グループの業務の適正確保のため、「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に従い重要事項については当社への事前協議・報告制度を義務付ける。
⑶ グループ各社にコンプライアンス上問題があると認めた場合は、当社担当部署は直ちに担当取締役を通じて監査役に報告するとともに、改善策の策定を求める体制を確立する。
⑷ グループ各社は、「名鉄運輸グループ財務報告に係る内部統制の整備、運用規則」に従い、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用するための体制を確立する。

⑸ 当社各部署は、「職務分掌」に基づき、それぞれの主管分野について、グループ全般に係る政策の立案及びグループ各社への指導･教育を行う。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑴ 監査役の要請により、当社社長は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、監査役補助者）を選定する。また、その選定、異動、評価については監査役の意見を聴取し尊重するものとする。
⑵「監査役補助者規則」を制定し、監査役の監査業務に関する監査役補助者への指示･命令に関して、当該監査役補助者へ取締役の指揮命令権が及ばない体制を整備する。
⑶「監査役補助者規則」に監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を明記する。

8. 当社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

⑴ 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の監査役への報告については「監査役への報告規則」に規定して運用を行う。
⑵ 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人は監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。
⑶ 監査役とグループ各社の監査役及び当社内部監査部門等による定期的な意見交換会を設置する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制

監査役へ報告を行った、当社及びグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「監査役への報告規則」に明記して当社及びグループ各社の役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

⑴ 監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
⑵ 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士･公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
⑶ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設ける。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

⑴ 監査役は、当社の主要な会議に出席することができる。
⑵ 会社の経営方針、対処すべき課題、会社をとりまくリスク、監査上の重要課題等に関して意見を交換し 相互認識を深めることを目的として、監査役と代表取締役･役付取締役による定期的な意見交換会を設置する。

12. 業務の適正を確保するための体制の2018年度運用状況の概要

⑴ コンプライアンスに関する取り組み
当社は「グループ企業倫理委員会規則」に基づき、社長を委員長とするグループ企業倫理委員会を設置し、年4回開催しました。当該委員会では、企業倫理に.関する方針や施策の決定、企業倫理ヘルプラインへの通報対応、その他の取組み状況等について報告･審議を行いました。
「名鉄運輸グループ企業倫理規範」に示すコンプライアンス意識の浸透と定着を図る為、毎月身近なコンプライアンスの題材を扱った「コンプライアンス通信」の発行を継続して行うのに加え、管理者向けに新たに「コンプライアンスメールマガジン」を毎月発行し役職員への教育を実施するとともに、当社においては店所長向けのコンプライアンス勉強会を開催しました。
また、親会社主催によるコンプライアンス責任者及び担当者向けのコンプライアンス研修会にグループ各社を含め継続して参加しました。

⑵ リスクマネジメントの実践
当社は「名鉄運輸グループリスク管理運用規則」及び「グループリスク管理委員会規則」に基づき、社長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置し、年2回開催しました。当委員会は、グループ全体のリスク管理の進捗状況を把握するとともに、その対応策について審議を行いました。当社及びグループ会社の主要責任者を対象に、実施したリスクアンケート結果を参考に、当委員会でグループ統一の「優先対応リスク」を設定し、共通認識のもとグループ各社でその対応に継続的に取り組みました。

⑶ 取締役の職務執行の効率性の確保
当社の取締役会は、16名の取締役で構成され、臨時取締役会を含めて取締役会を14回開催し、経営上の意思決定事項や法定附議事項の審議、職務の執行状況等の報告のほか、グループ各社の経営政策や経営状況の報告を随時行いました。
また、策定した経営計画･利益計画に対して、取締役会、部長会で、経営計画の進捗を確認するとともに、実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適時対策検討の議論を行いました。

⑷ グループ経営管理の推進
当社は、「名鉄運輸グループ関連会社監理規則」に基づき、グループ各社から事業計画などの重要事項に係る事前協議や決算概況及び業務執行状況に係る報告を受けています。また、内部監査担当部署がグループ各社に対して業務監査を適宜実施し、業務活動の適正を図りました。
さらに、グループ会社の部門別の実務担当責任者を対象とした「財務担当者会議」、「人事担当者責任者会議」を各1回、「安全担当責任者会議」、「品質担当責任者会議」を各2回、「システム会議」、「営業担当責任者会議」を各3回開催し、グループ内における部門別の情報共有や実務対応の共通化への指導を行いました。

⑸ 監査役監査の実効性の確保
当社は、監査役の監査の実効性を確保するための体制を整備しており、監査役は、監査計画に基づき、監査役会を定期的に開催するほか、取締役会、部長会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況及び経営状況について報告を受けています。また、グループ各社の決算報告会等に出席し、グループ会社の経営状況の実態把握に努めました。さらに、監査役への報告規則に則り各担当部署から決裁書、各種報告、直接出席していないグループ企業倫理委員会･グループリスク管理委員会等の会議の報告を適宜受けるほか、監査役が内部監査担当部署及び会計監査人から監査実施結果等についての報告を定期的に受けるなど、連携の強化を図りました。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制基本方針」及び「名鉄運輸グループ企業倫理規範」の基本原則の一つ「法令・規則の順守」の中において「公正で健全な企業活動」を定めています。これにより、反社会的勢力との遮断を明確に掲げるとともに、社会全体の秩序・安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨むこととしております。

また、従業員への意識向上に向けて、「名鉄運輸グループ企業倫理規範」に基づく「コンプライアンスカード」を作成し、全従業員に携帯させることにより周知徹底を図っております。

その他、警察当局や専門機関とも連携を深め情報収集を図るとともに、反社会的勢力との接触が生じた場合は速やかに対処できる体制づくりに努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

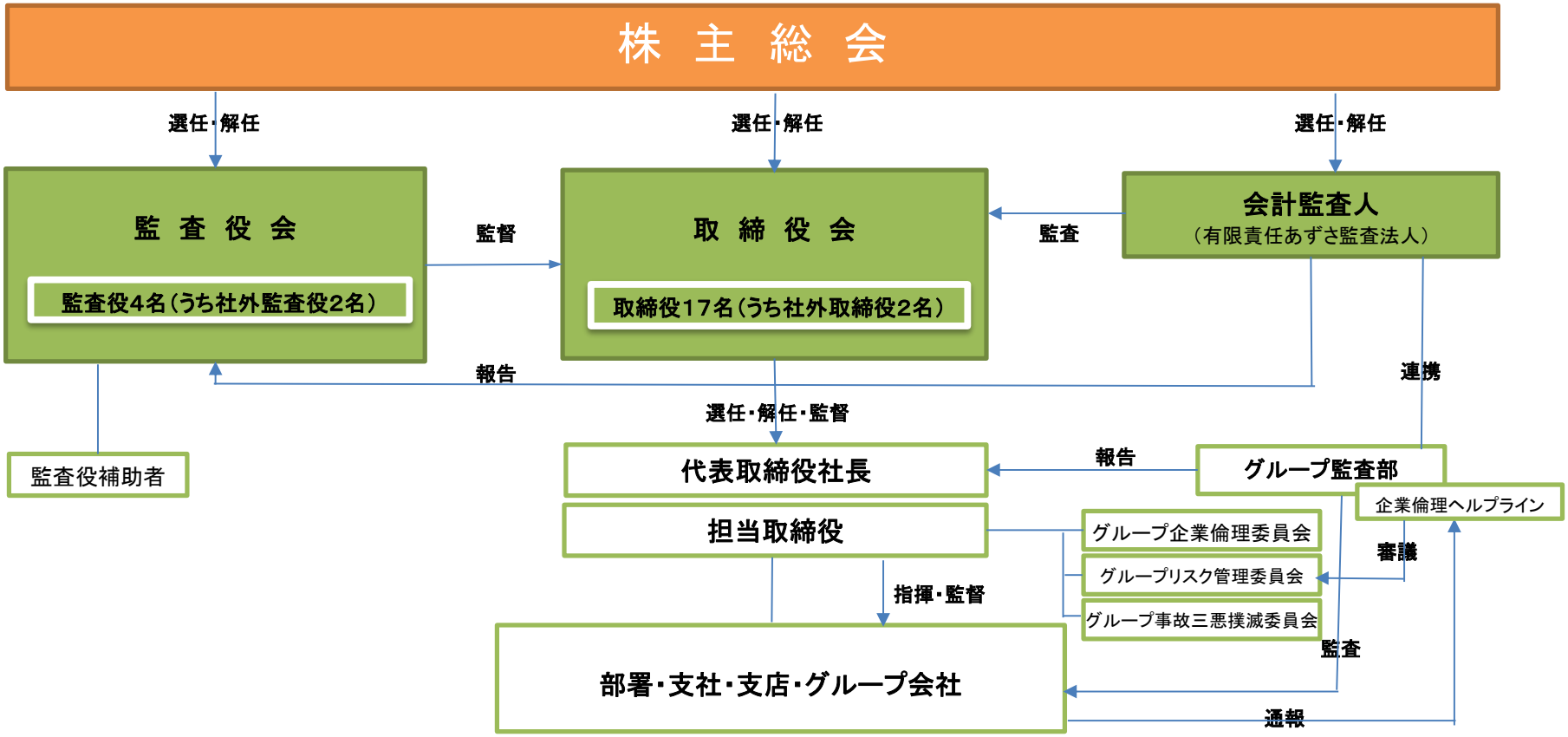
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、公正で誠実な事業活動を行ない、企業の社会的責任を果たすために、平成15年8月に「企業倫理委員会」を設置し、平成30年4月に「グループ企業倫理員会」に名称変更いたしました。この委員会は、役員・従業員の法令・社内規則違反、企業倫理・社会良識の逸脱を未然に防止する施策を決定するとともに、不祥事が発生した場合には、情報収集、状況把握、原因究明、再発防止対策の策定、情報公開を行う社長直属の組織として、常務取締役以上で構成されております。

また法令違反等の早期発見のため「企業倫理ヘルプライン」を設け、従業員とその家族からの相談や通報を直接受ける体制を整えております。

リスク管理については、事業を取り巻く様々なリスクに対する管理・実践を可能とするために、社長を最高リスク管理者としてグループ全体のリスク管理を指揮、監督、統括する「リスク管理委員会」を平成27年5月に設置し、平成30年4月に「グループリスク管理委員会」に名称変更しおります。

個人情報の保護につきましては、「個人情報保護方針」のもとに「個人情報取扱いルール」を定め、その重要性を全従業員に周知・徹底しております。


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監　査　役　会
監査役4名（うち社外監査役2名）
監督
取　締　役　会
取締役17名（うち社外取締役2名）
監査
会計監査人
（有限責任あずさ監査法人）
報告
連携
選任・解任・監督
監査役補助者
代表取締役社長
報告
グループ監査部
企業倫理ヘルプライン
担当取締役
グループ企業倫理委員会
グループリスク管理委員会
グループ事故三悪撲滅委員会
審議
指揮・監督
監査
部署・支社・支店・グループ会社
通報